

雇児発 0328 第 11 号
社援発 0328 第 25 号
老発 0328 第 3 号
平成 26 年 3 月 28 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公印省略)

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について

居宅介護事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 12 年 9 月 8 日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願ひいたします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

<p>新</p> <p>障 第 671 号 社 摶 第 2030 号 老 発 第 629 号 児 発 第 733 号 平成 12 年 9 月 8 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿 各 中核市市長</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉健局長 厚生省児童家庭局長</p>	<p>障 第 671 号 社 摶 第 2030 号 老 発 第 629 号 児 発 第 733 号 平成 12 年 9 月 8 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿 各 中核市市長</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉健局長 厚生省児童家庭局長</p>	<p>居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について（通知）</p> <p>居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について（通知）</p>	<p>社会福祉法人（以下「法人」という。）については、その公益性を担保し、事業経営の安定性・継続性を確保する必要性が高いため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところです。特に、社会福祉施設を経営しない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時ににおいて事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として 1 億円以上の資産を基本財産として有していかなければならないこととしていたところです。</p> <p>他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。</p> <p>このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を活用することができるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的としたところです。</p>
---	--	---	---

新

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴殿において適切な御配意をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 (略)

①・② (略)

2 居宅介護等事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲
1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとすること。

① (略)

② 嘉善児童所支援事業又は老人デイサービス事業

③～⑤ (略)

3・4 (略)

記

1 (略)

①・② (略)

2 居宅介護等事業を経営する事業と併せて行うことができる事業の範囲
1 に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとすること。

① (略)
 ② 嘉善児童所支援事業（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスに限る。）又は老人デイサービス事業
 ③～⑤ (略)

3・4 (略)

回

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定めましたので、貴殿において適切な御配意をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。